明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

次に

| | | |
|---|---|---|
| 石川県のうち<br>七尾市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

の

次に

| | | |
|---|---|---|
| 石川県のうち<br>輪島市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を、

次に

| | | |
|---|---|---|
| 滋賀県のうち<br>蒲生郡のうち竜王町 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

の

次に

| | | |
|---|---|---|
| 滋賀県のうち<br>愛知郡のうち愛荘町 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上<br>五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を、

次に

| | | |
|---|---|---|
| 兵庫県のうち<br>三田市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

の

次に

| | | |
|---|---|---|
| 兵庫県のうち<br>加西市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を、

次に

| | | |
|---|---|---|
| 高知県のうち<br>高岡郡のうち日高村 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>五　容量十二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

の

次に

| | | |
|---|---|---|
| 高知県のうち<br>高岡郡のうち津野町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十四キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

加える。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部七〇〇円（本体六五〇円）　〔配送料別〕